

【よくあるご質問FAQ】

No	質問	回答
1	ホームページの障害児通所の利用の流れ（PDF）で「児童相談所の意見書（判定日確認。市役所で同意書を書いてもらいます）」と記載されていますが、どのような場合が該当になるのですか。	児童相談所にて判定が済んでいる方が該当になります。 児童相談所に診断名の情報照会をかけさせていただくため、同意書をご記入いただきます。印鑑をお持ちください。
2	利用する事業所を変更するとき、保護者が市に届け出るものはありますか。	ありません。ただし、障害児通所支援事業所の方に受給者証における「障害児通所支援事業者記入欄」を記載してもらうようにしてください。また、変更する旨を相談支援専門員へ連絡してください。
3	新規での障害児通所支援事業所の利用を検討しています。相談支援事業所と障害児通所支援事業所、どちらに先に連絡すべきですか。	どちらからでも問題ございません。
4	障害児通所支援事業所のパンフレットはありますか。	市役所1階障がい福祉課横のラックに事業所のパンフレットがございます。在庫に限りがございますのでご了承ください。
5	学童と併用できますか。	併用可能です。
6	県外・市外の事業所を利用しても良いでしょうか。	利用可能です。
7	聞き取り調査時にこどもの同席は必須ですか。	必須ではありません。 お子様の様子をよく把握している保護者の方にご来庁いただきますよう、お願いいたします。
8	障害児通所支援事業所を複数利用することは可能ですか。	可能です。併用する旨はそれぞれの障害児通所支援事業所や相談支援専門員にも伝えていただくようお願いいたします。 また、利用者負担が発生している世帯の場合、上限管理事務依頼（変更）届出書をご提出いただく場合がございます。
9	障害児通所支援事業所に通わせたいのですが、必ず障害手帳ないといけませんか。	障害手帳がなくても、かわりに病院からの診断書、証明書、リハビリ計画書、診療情報提供書など（作成日が直近3か月以内）があれば手続きが可能です。
10	診断書の様式に指定はありますか。	指定はありません。
11	診断書は毎年更新時に提出する必要がありますか？	確定診断の場合は更新時の提出が不要になります。 一方、確定診断でない場合は提出を求めることがあります。ご了承ください。
12	相談支援専門員や障害児通所支援事業所は紹介してくれますか。	市内事業所の一覧をお渡しすることはできます。
13	セルフプランで申請していますが、いつから（こどもが何歳になったら）相談支援専門員をつければよいですか？	年齢問わず、相談支援専門員の方になるべく早くついていただくことをおすすめします。
14	相談支援専門員をお願いするメリットは何ですか？	・お子さんの特性に合わせて必要としている支援や保護者の方のニーズを伺い、支援内容や量を検討します。ご家族の意向をサービスに反映しやすくなります。 ・受給者証の支給決定後も定期的にサービスの支給内容等を見直すモニタリングも行っています。 ・支援者・事業所間の関係者間で保護者の方の意向及び支援の目標を共有することができ、一体的な支援を受けることができます。
15	障害児利用計画案はどのようなものか知りたいです。	お子さんが障害福祉のサービスを利用する上で、適切な支援を受けられるように相談支援専門員がご家族との面談を通して作成するものです。
16	転出した市町村で障害児通所支援の利用があり、転入後太田市でも利用したいのですが、手続きを教えてください。	転入後、すみやかに市役所1階障がい福祉課窓口にて申請が必要となります。印鑑、家族全員分のマイナンバーカードおよび通知カード、お持ちの場合は前市町村決定の受給者証をお持ちください。手続きに1時間ほどかかります。
17	太田市から転出する予定がありますが、障害児通所受給者証で必要な手続きはありますか。	市役所1階障がい福祉課での窓口にて受給者証の返還が必要となります。 引き続きサービス利用を希望される際は、転入先の市町村で申請をし、改めて受給者証を取得してください。太田市での利用料補助は転出日の前日で終了となります。その日以降は転入先での市町村の支給決定を待ってご利用ください。 (※利用料を全額負担することになることがありますのでご注意ください。)
18	現在、児童発達支援を利用中です。保育所等訪問支援を追加したいのですが、市役所で手続きは必要ですか。	市役所1階障がい福祉課に申請書をご提出いただく必要がございます。また、相談支援専門員の方にサービス変更用の計画案をご依頼ください。 (セルフプランの方は、ご自身で作成し市役所1階障がい福祉課へご提出ください。)

No	質問	回答
19	保育所等訪問支援は就学後も利用可能ですか。	可能です。「保育所等」という名称のため、未就学児のみが対象のように思われるかもしれませんが、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設で支援を行います。
20	利用したサービスの支払い方法（現金、クレジットカード等）を教えてください。	各障害児通所支援事業所に確認をお願いいたします。
21	児童発達支援はいつから無償化対象になりますか。保育施設のように満3歳到達時でしょうか。	満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学までが無償化の対象期間となります。
22	すでに上の子（きょうだい児）がサービスを利用していますが、下の子が新たにサービスを申請する際に何か必要な書類等がありますか。	通常の申請に加えて、以下の場合は上限管理事務依頼（変更）届出書の提出が必要になります。 ・上のお子様が就学児で利用者負担が発生しており、下のお子様も就学時である場合 ・上のお子様が就学児で利用者負担が発生しており、下のお子様が未就学児で且つ無償化対象期間に該当しない場合 ・ごきょうだいとも未就学児で且つ無償化対象期間に該当しない場合